

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社泰進建設

業者の住所：北海道札幌市中央区北2条東2-1-16

2 指名停止措置期間：令和6年4月26日から

令和6年5月9日まで（2週間）

3 指名停止措置の範囲：北海道防衛局管轄区域

（北海道（帯広防衛支局の管轄区域を除く。））

4 事実概要

当該有資格者の従業員は、令和4年1月19日に札幌市内で施工した一般工事において、建築中の建物の天井や足場が崩れ、作業員が下敷きになり死亡する事故を発生させたことから、令和6年3月28日に札幌区検から業務上過失致死罪により略式起訴された。

5 指名停止措置理由

上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当すると認められるため。

工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領付表第1第8号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内